

入札監理小委員会
第 76 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 76 回 入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 21 年 1 月 27 日（火）17:11～19:02

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

①実施要項（案）の審議

- 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査
（厚生労働省）
- 水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況
調査（環境省）

②その他

3. 閉 会

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、廣松専門委員、椿専門委員

（厚生労働省）

大臣官房統計情報部社会統計課 篠原課長、田邊課長補佐、越路課長補佐、三村課長
補佐

（環境省）

水・大気環境局水環境課 川崎課長、時岡係長

総合環境政策局環境計画課 島田政策調査係員、松本環境専門員

(事務局)

佐久間事務局長、関参事官、森丘参事官、徳山企画官

(厚生労働省関係者入室)

(傍聴者入室)

○小林副主査 それでは、ただいまから、第76回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、厚生労働省の「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」、環境省の「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」の2件の実施要項(案)について審議を行います。

最初に「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査」の実施要項(案)の審議を行います。

本日は、厚生労働省大臣官房統計情報部社会統計課の篠原課長に御出席いただいておりますので、業務の概要や実施要項(案)の内容等について御説明いただきたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いできればと思いますので、よろしくお願いたします。

○篠原課長 厚生労働省社会統計課長の篠原でございます。よろしくお願いたします。

お手元に、本年度既に民間開放を行っているものについての中間報告の資料A-③というものと、翌年度の21年度以降の資料A-4ということで、実施要項の(案)がございます。

まず、本年度一部の調査票に関して実施しております民間開放の実施状況について、簡単に御報告申し上げます。

本年度は、この法律に基づく民間競争入札を行いまして、現在実施しております。この2つの調査は、国直轄の郵送調査と地方自治体に委託する分とありますけれども、本年度については、国が直轄で郵送で行っている調査部分について、配布・回収・受付等を委託しております。データ入力については、すべての調査票について委託を行っております。

アクセンチュア株式会社が受託をしております。

現在の実施状況は、2.からです。昨年末の調査客体数と回収の実数を示してございます。

調査票は、障害福祉サービスの事業所票と居宅サービス事業所票、地域密着型サービス事業所票の3種類ございます。そのような数字になっておりまして、これを率にいたしますと、3ページになります。2ページは、これの回収を開始して以来、どういう形で回収率が上がってきたかというものでございます。

現在の年末の回収率の状況ですと、もともと20年度の実施要項上は、19年調査の国の実績を上回っていただきたいということでやっているわけですけれども、19年調査と20年調査の12月29日現在の数字を見て比較していただくとわかりますとおり、もうあと一歩で19年調査の回収率に達するところまでできております。最終回収率がまだ確定しておりませんので、どうなるかわかりませんが、現時点では、まあまあといったところまで回収が進んでいるのではないかと考えております。

(4) 問い合わせの状況ですけれども、調査票の記入の仕方の関係が基本的には多うございます。民間委託に関するクレームというのは、特にないようでございます。

督促は、10月10日にはがきで行っておりまして、10月20日が締切りでございましたので、そ

れの前にお礼状を兼ねた督促状というのをこれだけの事業所に配布してありまして、その後、10月30日から電話の督促を行っており、その対象事業所数はこのような数になっております。

これが本年度の状況でございます。

引き続きまして、資料A-4に基づきまして、21年度から3か年ということになりますけれども、そちらの実施要項（案）について御説明させていただきます。

時間の関係もございまして、20年度と変わった部分を中心に御説明させていただきます。

ポイントだけ申し上げますと、国直轄の郵送分を本年度はやっていたんですが、21年度からは、従来地方自治体に委託していたものにつきましても、国の直轄調査とした上で、ここの委託の対象とするということでございます。

それから、本年度は国で印刷したものを事業者に渡したという形になっておりましたけれども、今度はその調査票等の印刷から行っていただき、データ入力まで行っていただくということでございます。

3年間の複数年契約、21年度、22年度、23年度の3年間の複数年度契約としたいということでございます。具体的な書きぶりでございますけれども、まず、この調査がどういった調査かという概要等が説明してあるのが、まず2（1）で、社会福祉施設等調査と介護サービス施設・事業所調査がどんなものかというところで、特に今度は3年間やりますと、それぞれの調査について3年の間に1回だけやる調査というのがあって、それが該当することになります。

まず、①社会福祉施設等調査の説明のところ、なお書きがあります。3年周期で精密調査ということがありまして、今回は21年。3年契約の1年目に実施するということございまして、この精密調査については「調査事項のうち、在所者・従事者等の項目について、より詳細事項を把握するものである」ということを記載してございます。

「ア 調査の対象」は、本年度の要項にも書いてあるところございまして、調査自身はすべてではないんですけれども、データ入力はすべてについてやっていただいておりますので、調査票の関係も20年から既に記載はしてございます。

3ページ「イ 調査の方法」です。そこに図が書いてありますけれども、これはこれまでのやり方で、自治体経由のものと同様に国から直接郵送した分がありましたが、今回はすべて、20年度は国直轄部分のみ公共サービス改革法に基づく民間委託によって実施しましたけれども、21年度からは、自治体経由分も国直轄調査として、その業務は請負業務の内容に含むということを記載してございます。

「ウ 調査の客体数」でございます。ここに21年の客体数を書いてありますけれども、3年間なので、29ページを開いていただくと、客体数の推計ということになります。トレンドとしては、例えば高齢者施設を中心に増加する傾向がありますので、過去のトレンド等を参考に、また一部は制度改正で、むしろだんだん数が減っていくといったものもございまして、そういったものを踏まえまして、3年間で必要となる調査客体の推計値を29ページにお示ししてございます。

戻っていただきまして、3ページ「エ 調査時期」でございます。これは今年と同じということで、調査票の提出期限は10月20日です。従来、地方自治体経由分は11月15日としていたんです

けれども、統一的に 10 月 20 日とするということを記載してございます。

4 ページです。精密年の調査なので、精密年の調査というのはどのぐらい増えるのかというボリュームを最初の 4 行のなお書きのところに記載してございます。大体調査票のページ数にして、2 倍程度になるということでございます。

それから、調査票の種類が並んでおります。今年直接やっていただいたのは（オ）障害福祉サービス等事業所票を民間委託していたんですけども、今回はすべてということになります。

次は「②介護サービス施設・事業所調査」についてで、4 ページの下から記載が始まります。

5 ページの上のところに、3 年周期で利用者の状況を把握する調査というもの、利用者票ということになりますけれども、それを実施するということを記載しております。これはすべての利用者ではなくて、介護保険施設と訪問看護ステーションの関係についてということでございます。

以下は、社会福祉施設等調査と記載ぶりを同じように 5、6 ページですてあります。

7 ページに調査票があつて、（ア）～（キ）までは、今年もやっております。特に（オ）と（カ）は、配布と回収、督促の辺りまでやっていただき、それ以外の（ア）～（キ）まではデータ入力をしていただくという形でしたが、3 年に 1 度の利用者票に該当するのが（ク）（ケ）（コ）（サ）の 4 つが 22 年度実施予定ということになります。

8 ページの真ん中から、請負業務の内容でございます。先ほど少し申し上げましたように、印刷というのを今度新しく事業者の方で行っていただくことにしております。

「ア 業務期間」は、そこに書いてありますように 3 年なので、3 年間やっていただくんですけども、実際に業務を行っていくことになる期間は、6 月から翌年の 3 月末日までということになると思います。

9 ページは、今度どんな業務をどのくらいやるのかということです。昨年と変わったところで、実査準備のところ、まずは印刷をしていただくということを付け加えたことと、ただし書きのところ、名簿というのをつくっていただく。5 月 1 日現在の第一次名簿をまず整理いただいて、これに基づいた 10 月 1 日の実査に向けて準備を進めていただくのと、5 月 1 日以降に新しく開業したような事業所というのを、また別途追加するという形で、その 2 段階がありますよということをご示ししてございます。

その次の実査のところに、特に回収の関係でなお書きがあります。調査票の回収について、オンラインということを提案していただいてもよろしいということです。これは今年もオンライン調査の提案があつて、実施をしているんですけども、それを踏まえて、そういった提案をいただくことも可能であるということを明記したということでございます。

名簿が 2 種類ありますので、以下 9 ページ以降、こういうことについてこのぐらいになるという実際のスケジュールが 2 つ並んでおります。例えば（ア）の名簿の作成等（6 月～7 月下旬、9 月下旬頃～10 月中）と 2 種類ありますけれども、後ろの方はその追加名簿に対応した日程でございます。

10 ページに行ってください、④ということで、追加名簿のお話をしているということです。

今度（イ）の印刷が増えましたので、その分印刷についての委託内容を書いてございます。

時間の関係もありますので、あと大きなところに行きます。

15 ページの一番上に回収率がございます。この2つの調査は、基本的に悉皆調査、全数調査なので、目標ということになれば100%です。これは今年も同じことでもございました。

今年については、先ほど見ていただいたように、前年の国の直轄の調査の実績を反映した形で、それを上回ってくれということをお願いしたわけですが、今回は調査票もたくさんになります。その調査票について、種類別に80%を超えていただきたいということでございます。

この80%でございませうけれども、実績はどうなっているのかというと、「従来の実施状況に関する情報の開示」ということで、54 ページをごらんいただきたいと思っております。

54 ページの19年度の回収率の実績がございませう。そこを見ていただくとおわかりのように、100に近い数字が並んでいるというところがあります。まだ20年は全然回収率の数字がありませんので、自治体も書いてありませんけれども、19年でやってくれということになりますと、自治体職員が訪問したりしているのを郵送調査に切り替えて、なおかつこの数字を満たせということはありませんというので、『郵送調査には変えます。でも、過去にはこういう実績もあります。』ということで、何とかその80%というのを上回っていただきたいということで、ここに80%とあります。目標は100%なんだけれども、これまでの調査との連続性もあります。8割は確保してくださいということでお願いをすることにしております。

その下の契約金額の支払は、今度3年契約になります。3年契約ですけれども、そのうちのある年に精密調査があったり、利用者票の実施があったりしているんですが、毎年同じ額ということになりますので、それぞれ業務内容に応じた金額を1年ずつお支払いするということが書いてございます。

17 ページに行ってください、評価の基準と落札者の決定方法ということで、今年はず必須項目については、合否のみの判定を行った上で、加点項目については150点、価格点150点、150対150の合計300点で審査をいたしました。今回は、必須項目審査については17ページの下の方に書いてありますが、61点を基礎点として付与したいということです。

加点項目審査については、20ページになります。20ページの項目について、合計139点ということにしたいと思っております。61点と139点を合わせて200点。この139点の中身は、今年の実施状況等を踏まえて、評価基準について若干詳しく目の項目を盛り込んでおります。例えば下に「3.6 問い合わせ・苦情対応」というのがございますけれども、電話本数・要員の配置、運営方法、増員等の対応が迅速という辺りとか、細かいことを加えた上で、こちらで139点。基礎点として61点。合わせて200点ということと、21ページになりますけれども、総合評価点の計算の方法のところがありますが、価格点は100点として、200点と100点合わせて300点のところ総合評価ということで実施をいたしたいと考えております。

21ページの7でございませう。従来の実施状況に関する情報の開示ということで、例えば51ページ以降になりますけれども、従来自治体をお願いしていた分について自治体にヒアリング等を行って、何件で対応時間が何人とか、細かいところを聞いております。

51ページについては、金額としては17、18、19はそれぞれ精密年、あるいは利用者票の実施に

よって金額がこのように変わったという過去の実績をお示ししております。

54 ページは、先ほどごらんいただいた回収率を記載してございます。

56 ページは、今、申し上げた地方自治体の調査票の配布に要した人員等々の数字を従来の情報の開示ということでお示しをしております。

文章表現は、例えば1ページの趣旨を入れたとか、後ろの方に契約の解除とかの部分を一時的に例文で最近はこうしているという御示唆いただいたとおりに直しているものはありますけれども、そのような説明は省略させていただきたいと思います。

概略は、以上でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問があれば、お願いいたします。

逢見副主査、どうぞ。

○逢見副主査 平成20年の調査は、国が直接実施する部分についての市場化テストであり、障害者福祉サービスとか、事業所も限定されていたわけですね。今回は地方自治体に委託している部分も含めて全部ということになるわけですが、要綱案の29ページでいうと、社会福祉施設で名寄せ後で11万4,600。介護サービスで13万700。合わせると24万ぐらいになって、相当膨大な調査になります。

20年度だと2万とか3万とかという数字でしたから、相当規模が大きくなるんですが、これをまとめてどこかに委託するということになるんですか。それとも切り離すことは考えていないんですか。

○篠原課長 2つの調査をという御趣旨ですか。

○逢見副主査 そうです。社会福祉施設と介護サービスです。

○篠原課長 この内容が、介護サービス施設、老人ホーム等ももともとは社会福祉施設でありまして、実際そういう施設がどこに幾つあって、何人働いていて、何人利用していると、内容的に非常によく似た調査なものですから、確かに数は増えますけれども、内容がよく似ているので、一緒にやっていた方が、ひょっとしたら効率的なところもあるのかなと思います。

例えば社会福祉の関係で障害者の居宅サービス業をやっていますという事業所があったとして、そういうところは恐らく、すべてではないでしょうが、介護サービスの高齢者の居宅サービスも同じ事業所でやっていたりすることもあるわけです。そういったところで、別々の事業者が別のスタイルでやるというよりは、1つのところで、かなり似通った内容の調査なので、一緒にやった方が効率的ではないかということで、20年度もそうしましたし、21年度以降もそうした方がよろしいのではないかというのが当方の考え方でございます。

○逢見副主査 第一次名簿から名寄せして、客体数を確定するまでも、膨大な作業ではないかと思いますが、それは1つの事業者が受託しても大丈夫だということですか。

○越路課長補佐 よろしいでしょうか。20年度の調査につきましても、名寄せについてはすべての施設、事業所についてやっております。

それと、社会福祉施設等調査と介護サービス施設・事業所調査につきましては、同じところでや

っている場合がありますので、調査票を発送するときに同じ封筒で入れられるという部分もありますので、この調査は2つ同時にやっているという理由でもあります。

以上でございます。

○小林副主査 廣松専門委員、どうぞ。

○廣松専門委員 今回のことに関連して、20年の調査のときの事業者は、この2つを同時に実施することに関して何か意見とかクレームは特にございませんでしたか。

○越路課長補佐 特にございませんでした。一応名簿作成で名寄せをして、調査客体を確定するところまでは、21年につきましても20年と同じことをやっていただくこととなりますので、ただ調査票を発送するという部分につきましては、今回は施設についても増えるというところの違いだけでございます。

○小林副主査 よろしいですか。

○廣松専門委員 はい。

○小林副主査 ほかにございせんか。

○椿専門委員 名寄せ作業は、今まで地方自治体がそれなりのマンパワーをかけていたということなんですか。

○越路課長補佐 地方自治体につきましては、今までは前年の調査の名簿を使って、我々の方で名寄せをしました。その1年間の部分につきましては、地方公共団体は新規のところをカバーして、調査を実施して、名簿を更新するという作業をしておりましたので、やはりやり方は今回の21年度からは変わってくると思います。

○小林副主査 廣松専門委員、どうぞ。

○廣松専門委員 今、資料として調査票をいただいたのですが、社会福祉施設調査の方の平成21年調査票(案)というのは、精密調査の方ですか。21年調査はこの調査票に基づいて行われると考えていいですか。

○篠原課長 はい。

○廣松専門委員 わかりました。

同様に、介護保険施設調査の方は利用者調査の調査票ということでよろしいですね。

○篠原課長 はい。

○廣松専門委員 20年調査の実績に関して、たしか事前に審議をしたときに、オンラインの利用ということが提案されていて、その事業者が受託したと思うのですが、実績としてはどれぐらいなのでしょう。

○越路課長補佐 実績といたしましては、現時点での暫定の回収の割合からいいますと、すべてまとめたしまったら5.9%です。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

○逢見副主査 精密調査と通常調査でコスト的にはそんなに変わらないということなんですか。

○篠原課長 51ページを見ていただくと、過去の実績になります。

17年度については、どちらもやっていない。

18年度については、社会福祉施設調査の精密調査と介護サービス施設事業所調査の利用者の状況を調べるといふことで、両方やっています。

19年度については、介護の利用者票はやっています。介護の利用者票はそれなりに大きな数字になるといふことで、18年と19年の差ぐらいが、もう少しくのではないかと思いますけれども、実績的にはこの差が大体精密年度の差かなと思います。何もやらなければ、17年のように、過去はそうだったといふことです。

○椿専門委員 過去、精密調査年度の方がやはり非常に回収に手間取る督促作業などがかかる。勿論、郵送とか調査形態が違ってきているので、なかなか今回の比較は難しいかと思ひますけれども、難易度的には、精密調査の方の回収に手間取るといふことは何か報告されていないのでしょうか。

○越路課長補佐 お答えします。

精密調査につきましては、18年度実施しておるわけですがけれども、基本的には簡易調査であっても、精密調査であっても地方自治体経由でございますので、それなりのレベルの回収率は確保されております。

○椿専門委員 郵送では、まだ経験していないですか。

○越路課長補佐 ございません。

それと付け加えますと、事業所調査は名称や制度を変えながら推移しておりますので、一概には言えないんですけども、事業所調査そのものは、精密とか簡易の概念はございませんし、それなりのボリュームで毎年実施しておりますので、その差はございません。

以上でございます。

○小林副主査 廣松専門委員、どうぞ。

○廣松専門委員 やはり質の確保といふ意味での回収率についてですが、15ページにあります80%といふ数値の根拠といふか、お考えについてお伺ひしたい。地方自治体経由は主として社会福祉事務所を経由しており認可主体が調査をしているといふ側面があり、90%を超える大変高い回収率になっている。これを郵送方式で民間事業者にそのまま要求するのは、確かに酷だろうとは思ひますが、80%といふ数値の根拠についてお考えを伺えればと思ひます。

○篠原課長 勿論、今、先生がおっしゃったように、実績としてこれはとても過去の実績は無理だといふことになったときに、あとはどこまでならいいかといふことになるんですけども、やはり6割、7割まで落ち込んでしまうと調査の継続性といふか、統計も前年との比較等をやるに当たっては、勿論明確な根拠があるわけではないんですが、やはり8割程度は欲しいなといふところと、もう一方で、本年度も現在やっているのも70%後半から、地域密着については80%を超えているといふ本年度の実績もありますので、8割ならいけるだろうし、何とか調査の質的にもぎりぎり何とか両立できるようなところではないかなといふことで、8割を設定いたしております。

○椿専門委員 今年度の調査は今、進行中で大詰めなんだろうと思ひますけれども、今年度の大体75~85%といふ中で、どういふ事業所がある意味で戻ってこないとか、あるいは10月10日前後に督促をやったときにぼんと上がってきているんですが、ある意味で督促によって来ているところとか、何か民間側が参考にできるような、難易度の高いところは、それこそどういふ地域である

とか、そういう話というのを分析できるような状況は、どのぐらいのころにそういうことがわかるとかというような、あるいはそういうこと自体の情報を出せるかとかという話はございますか。

○越路課長補佐 そのことにつきましては、今、委託業者さんとのやりとりの中で、まだ情報は十分に私どもの方に来ておりませんので、3月の実施報告書を受けて、4月以降に御報告できるのではないかと考えております。今の段階では、余り予断めいたことは言えないのではないかと考えております。

○小林副主査 いかがでしょうか。

○逢見副主査 従来は謝礼品を支給していたということですね。これは地方自治体に委託したときに、回収の際に何か物を渡したということなんですか。

○篠原課長 謝礼品は、51ページの過去の実績の中にちょっと書いてあります。介護サービス施設事業所調査で利用者票をやったときに、その利用者票をお願いしたところに謝礼品というものを渡したことがあります。これはどう渡したか、何を渡したかというのは、これを含めて全部自治体任せで実際のところは実施しています。自治体の福祉事務所の職員が、行ったときに持っていったりということをしています。物も文具だったり、図書カードだったり、いろいろあるんだろうと思います。渡し方も恐らくいろいろやっていたということです。

ただ、今回は全面的に郵送調査になりますので、一旦調査票を受け取って、またお礼品を送るといふものすごいコストになるはずなので、そういったことについては考えておりません。逆にいいいますと、今年と変わっていないので御説明しておりませんが、金品の接受の禁止という条項がそのまま残っております。

○逢見副主査 今後はそういう金品は渡せないということなんですけれども、過去においてはやはりそれが回収のインセンティブになっていたわけでしょう。

○篠原課長 なっていたかどうか、利用者票というのは、お手元に利用者個票がありますが、これをごらんいただくとおわかりになるとおり、なかなか大変なものではあるんですよ。

そうはいっても、事業者なので、担当者がそもそももらってしまっていていかどうかというところも含めて、微妙なところがあるようでして、完全な個人向けの調査であれば、個人がもらっていいんでしょうけれども、事業者だったらそもそもどうするんだろうと。例えば図書カードをもらってどうするんだろうというのもよくわからないところもありますので、ボールペンとかをもらって、その辺が本当にインセンティブになっているのかどうかというのは、何とも言えないところはあります。

ただ、これ自身、記入の負担は結構なものですので、そういうことへの確保は大変なので、謝礼品ということで、一応自治体の判断ですけれども、そういうこともできるよということでお願いをしていたということです。

○逢見副主査 確保すべき質として回収率80%と、唯一ここが数字として出てくるわけですね。そうすると、これが達成できるかどうかということが評価の一番重要なポイントになると思いますので、それが以前は調査員調査のような形で、自治体の人が、これを見ると福祉事務所の人が直接行く。謝礼とか何かを渡すということだと、相当それは回収率に影響があったのではないかと思います。

す。それがフェース・トゥ・フェースがなくなって郵送になったときに、従来よりは回収率が下がることは想定されるけれども、これが80%で止まるのか、あるいはもっと下がるのかというのは、何とも読めないところがあるんですよ。

○篠原課長 第一義的には、そこは下がらないように頑張っていただくということだろうと思いますね。

この実績を見ても、今年の実績が75~80%ぐらいに入っていますけれども、今回はこの調査では同じ調査票を、基本的には在宅サービスの調査票なんですけど、施設もやりつつ在宅もやっている方というのは、自治体で従来は配っているんですよ。そちらの方の数字も入れると、19年は回収率はやはり8割を超えているんですね。施設を構えてしっかりやっているところなどは、だから回答してくれるかどうかはわかりませんが、ただ、今年のような数字と現在自治体でやっているものを見比べても、8割というのは簡単ではないんですけども、できないよという数字でもないということかなと考えております。

○椿専門委員 回収率以外の質という意味では、この調査票の内容チェックとか、疑義照会みたいなものが実態としてはどれぐらい存在するのでしょうか。従前、地方自治体等がやっていたときも余りないものなのか、現在業者さんは多分10~12月に関して、その種の工程にあったのではないかと思うんですけども、その辺については何かございますか。

○越路課長補佐 20年の実績でございまして、現在も疑義照会をやっておりまして、正確な数はまだとらえていないので、この場では正確な数字は申し上げられません。

○椿専門委員 そのプロセスの数は、今度大きな調査になってくると、相当大きなものになる可能性があるということですか。それがもともと微々たるものでしたら結構だとは思いますがね。

○小林副主査 私の方から2点ぐらい、今のことと関連してございます。

80%というサービス水準といいますか、目標値というのと、51ページの中に書いてある物件費の中にいろいろ内訳があるわけなんですけれども、その中に謝礼品費というのが入っているわけですね。そうすると、この物件費の中には、督促状を兼ねたものとか、いろいろあるわけなんですけれども、その中で80%を確保するためにどういう努力を民間業者がやったらいいのかということに創意工夫をするということになると思うんですが、そのときにこの物件費の丸ごとの金額というのを見て、例えば(a)の金額を見て事業者さんは参入してきて、トータルで見て考えるんだと思うんですが、ここに謝礼品費というのがあるので、そういう質問が出たときに、謝礼品費というのはどういう位置づけで、どういうふうを考えていて、これからどういうふうに考えるのかという説明をどうされるのかというのが1つです。

もう一つは、契約金額の支払のことで、これは15ページに「適正な実施がなされたことを確認し、応札金額の総額のうち当該年度の業務内容に応じた契約金額を支払う」と書いてあるんですけども、ここの当該年度の業務内容に応じた契約金額を支払うという計算はどういうふうにされるのかということも、やはり参入業者さんには説明しなければいけないことだろうと思うんですが、その点はいかがでしょうか。今の2点です。

○篠原課長 最初の謝礼品費の関係は、謝礼品というのはいもう考えない。要するに接受禁止という項目がそのまま残っておりますけれども、その前提でいくということです。

それから、契約金額の支払の関係ですけれども、精密年あるいは利用者票の実施ということで、単純に総額の3分の1ずつというわけにはいかないのです、これは精密年だからこう、利用者票だからこうという整理をした上で、その金額を当該年度にやった、やらないでお支払をするということになると思います。そういう趣旨が業務内容に応じた契約金額となります。

当然予算は単年度でしか付きませんので、来年度予算に関していうと、精密年と通常の介護サービスの実施に要する予算というのは、一応確保される。22年についていうと、今度社会福祉施設の簡易年と介護サービスの利用者票に要する経費というのは確保されます。3年目になると、どちらも通常年というので、それに対応した予算を確保するというふうになるんですけれども、その考え方で総額をそれぞれ分けて、3年間でお支払するということになるんだらうと思います。

ただ、具体的に幾らというのは、何とも言いようがないんですけれども、考え方としてはそういうことです。

○小林副主査 いつも契約金額の委託費の支払いというのは結構問題になっています。つまり、その金額が年度ごとに払われるというのはやむを得ないとして、年度ごとにやったエフォートの違いがあるわけですけれども、やったとにかく1年後に民間事業者にはどういう収益として入ってくるのか。収益というのは変ですけれども、委託費として入ってくるのかということが算定できないと、やはり継続性というか、業務を着実にやっていくというインセンティブの部分にも関わってくると思うんですね。というのは、つまり事業者さんにとっては、やはりそれはなるべく効率的にやってコストを削減して、言われた目標をなるべく達成して、それでやったけれども、自分で損が出たというのは困るわけなので、それを言わば1年のパースペクティブの中で着実にやっていこうという意欲といいますか、そういうことを約束するような書き方といいますか、ですから、これがやはり漠然としていると思うんですよ。ですから、イメージとして、3年間で応札金額はもらえるということはわかるんだけど、業務量の変化に応じて、それがどうやって配分されて、1年目に幾ら入ってくる、2年目に幾ら入ってくるんだということができないと、やはり予算管理ができなくなってしまうと思うんですよ。

ですから、余りここは漠然と書かない方がいいのではないかと私などは思うんですが、いかがでしょうか。

○篠原課長 これより更に踏み込んで、具体的にお示しできればいいんですけれども、どうしても毎年やるのが違うので、単純に3分の1というのはいきません。総額幾らになるか勿論わかりませんし、業務内容の違いというのは、この要項を読んでいただくと、年による違いというのは、精密年かそれとも利用者票かしかないはずなんです。それ以外は毎年同じことをやっていただく。ただし、多少客体は変動がありますけれども、そういう前提で予算は確保されますので、それに応じた金額にお支払いということ以上に申し上げようがないので、表現ぶりとしてもこうなっているということです。

○逢見副主査 そこは、ただ、これに参入しようとする業者にとって、3年契約で、初年度にひょ

っとしたら10%しか来ないかもしれないというリスクがあると、その間は言わば出血しながら事業をやらなければいけないということになるわけですね。

本来だと、やはり3分の1ずつなんでしょうけれども、精密調査の年とかがあって、そこに多少出入りがあるとしても、ただ、考え方はもうちょっと示さないと、この書き方だと本当に幾らもらえるのかわからないという感じではないですかね。

○田邊課長補佐 私どもとして予算要求をする場合に、今回3年間の中での1つの仕事ということで、いわゆる国庫債務負担行為という、3年間の仕事を予定して、その分の枠ということで財政局の方に要求をしております。

その枠というものの裏付けとしては、業者からの見積をサンプルとして出していただきまして、見積を出していただくに当たって、ここでお示しをしている3年間の事業計画の内容をお知らせして、それに基づいて何社かからの見積を出していただいて、それに基づいて我々は予算要求をした。その予算要求は、1年目はこれだけ、2年目はこれだけ、3年目はこれだけという業者からの見積をベースにそれぞれ積み上げて、3年間をトータルにして、これだけの枠をよろしく願いますという形で財政局に出しています。

したがって、来年度以降、当初契約をするに当たっては、3年一括で入札をしていただきますけれども、初年度の確保されるべき予算というのは、私どもとしての手持ちの金というのは、当初予定してした1年目の事業に必要な経費ということで予算要求をしておりますので、それを予算と執行のイコール。要するに、昔のように予算と執行は別という時代ではなく、あくまでも予算はそのまま執行するという考え方でやっており、それを執行していくということになります。あくまでも本来は同じ事業を継続的にやっていくものについて国庫債務負担行為というのはあるので、定額をずっと毎年執行していくというのがよく使われる手法なんですけれども、今回3年間という事業規模、スケールメリットも活用していただくということも含めて、複数年で契約をするということでやっております。その際、我々としては、あくまでも企業さんから出していただいた見積を基に毎年予算要求をしていきますという考え方ですので、それ以上のものでも、それ以下のものでもない額をお支払できるということかと思えます。

○小林副主査 だとすれば、その事業計画の中で、企業が積算して、見積を出してきた部分というのが、企業にとっての計画で、その企業が応札したら、その企業の年度の実施計画に基づいて支払をすると書くか、説明すればよろしいのではないのでしょうか。

そうしないと、企業というのは、毎年毎年決算するわけですよ。決算するのは、やはり株式会社だったら株主に、直接的には株主にアカウントビリティがあるわけで、こういう事業、業務を請負った結果、いろんなほかの業務もビジネスもあると思いますけれども、その結果として、ここにこういう利益があって、それを株主様に配当しますという形になりますね。それが大きな株式会社の責任ですね。そのときに、だけどころかこういう委託を受けたんだけど、当該年度には、委託費がこれしか入らなかったために、それがちょっとダメージを与えたということになると、企業としてはそんな説明はしたくないわけですね。だから、幾ら入るのかというのは、企業が計画した実施計画に基づいて、その企業が応札することができて、当初から計画したとおりに業務が進んで、これだ

けになりましたと説明したいわけですね。そうできないと、計画したけれども、入ってきた委託費はこれだけでしたということになるとわからないわけだから、ある意味、1つの参入を妨げる書きぶりになってしまうのではないかと懸念しているわけなんです。ですから、その書き方をもうちょっと工夫した方がよろしいのではないのでしょうか。

事務局、いかがですか。

○事務局 事務局の方と一緒に検討した上で、もう少し具体的な書きぶりに修正をしていきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○篠原課長 基本的に、当然企業の見積、実施計画はあると思います。そのときに、総額としてはいいんですけども、例えば全体の9割を1年目によこせと言われても、多分予算上絶対対応できない。逆に総額の1割ぐらいしか払われないのではないかと心配があるという話ですが、逆に9割を1年目に払ってくれと言われても、それも多分予算的には対応できないのではないかと思います。

○小林副主査 でも、それは全然違うと思いますよ。だって、企業としては1年目にこれだけ業務量が増えるわけだから、単純に3年間応分に払ってもらえればいいと考えるのではなくて、業務量が増えた部分だけコストが発生するわけですから、その部分を見積もって出すわけですね。

ですから、3年間でトータルこれだけのものですという内訳というのは、1年目はこれだけ、2年目はこれだけ、3年目はこれだけというきちんとした実施計画をつくるはずですね。ですから、その部分を見て、1年目に9割を払うなんてことはあり得なくて、1割しか払われないという仕事は受けないわけです。ですから、それはちょっと。

○篠原課長 実際はそういう意味で、予算の方も今年は精密年だからこういう予算とか、利用者票をやるからこういう予算というふうに、予算は確保するわけです。

一方で、普通に考えれば、事業者の方もそれに対応した事業計画を立てれば、大体それと同じような金額的に高い低いが確保された予算と見合ったような形が多い、少ないが出てくるんだろうと思います。それは業務量、調査票の数が違うわけですから、それは多分そのまま反映される。実際はそういうことになるんだろうと思うんですけども、そのところはどのような形がどう出てくるか、あらかじめ予想もできませんので、そこで今のところはこういう表現にしてあります。

ただ、事務局と相談はさせていただきます。

○事務局 はっきり具体的な書きぶりは覚えておりませんが、ほかの統計調査の今まで御審議いただいた実施要項で、予算の範囲内において、しかも落札者決定後にそこら辺はどういう形で支払っていくかというのは、協議の上で決めていきますよといったような書きぶりのものがございましたので、そういったものも参考にしながら、修正を検討したいと考えております。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

○廣松専門委員 今の点はそれでいいと思います。確認です。

この3年間の計画の中で、精密調査年と利用者の状況を調べるのは、1回ずつというのは確定ですか。

○篠原課長 18、19と利用者票は続いております。

○廣松専門委員 18、19 と利用者調査は2回やっているわけですね。

○篠原課長 2回続けておりますけれども、この3年間の間については、2回やるようなことはなく、利用者票は22年だけということです。

○廣松専門委員 わかりました。

○小林副主査 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

逢見副主査、どうぞ。

○逢見副主査 先ほどの51ページの過去の実績に、物件費の中で謝礼品費が出てくるんですが、これが21年度以降にはないというのは、どこを読むとわかるんですか。

○篠原課長 ないというか、24ページに金品等の授受の禁止があります。「本業務において、金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない」とあります。もしやりたいのであれば、この例外規定をどこかに書かない限りは、できないということになると思います。

○逢見副主査 過去の実績にはあって、24ページにしてはならないとあるから、そういうものはなくなるということですか。もともとそういうものだったらいんですけれども、過去にあったというのが実績のところであって、これでいいのかなということですか。

○佐久間事務局長 このままだと、多分誤解を呼ぶ可能性がありますから、ここの開示のところは若干なりとも注記を加えておいた方がいいのかもしれないと思いますね。ここにあるけれども、今後については、これに相当するものは予定されておらないよという趣旨のことを何か入れておかないと、こういうことをやるのかという話と、金品の授受をしないというのとうまく御理解いただけないかもしれないですね。

○小林副主査 そうですね。

○逢見副主査 では、そこはちょっと直してください。

○小林副主査 そうですね。ほかによろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、本日の審議はこれまでとさせていただきますが、いろいろ今、御意見も出ましたので、その点は事務局と確認していただいて、検討していただければと思います。

事務局から何か確認すべきことはありますか。

○事務局 それでは、ただいまの審議の中でございました委託費の支払いの関係、謝礼品に関する情報開示にもう少し修正を加えた上で、修正内容を各委員にも御確認いただいた上で、それでよろしいということであれば、今後（案）の公表、意見募集をするといった形で進めさせていただきたいと存じます。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了するという方向で調整を進めたいと思いますので、厚生労働省におかれましては、本日の審議や今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見募集の結果を踏まえて、引き続き検討いただきますよう、また、先ほど事務局からありました今日出た確認すべき事項につきましても、事務局と検討していただきますようお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。事務局において整理していただいた上で、各委員のその結果を送

付させていただきます。

本日はありがとうございました。

(厚生労働省関係者退室)

(環境省関係者入室)

○小林副主査 では、ちょうど時間ですので、続きまして「水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査」の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、環境省水・大気環境局水環境課の川崎課長に御出席いただいておりますので、業務の概要や実施要項（案）の内容等について御説明いただきたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○川崎課長 環境省水環境課の川崎でございます。

水環境課自体の業務は、川、湖、海域の水質行政を受け持っているところございまして、基本的な水質のデータを集めておかないと、いろんな排水の基準の見直しとか、新たな化学物質等が出た際の基礎的な資料づくりというものがこの業務になります。水質汚濁物質排出総合調査と水質汚濁防止法の施行状況調査の2点を含めて、民間競争入札にする予定をしております。

水質汚濁物質排出量総合調査といいますのは、日常50 m³以上の排水をしている事業所に対して調査をかけるものでございます。

水質汚濁防止法の施行状況調査といいますのは、実際の業務を行っております市町村ないしは水濁法の政令市であります市町村の施行の状況をつかむものでございます。

内容につきましては、時岡から少し詳細に御説明させていただきます。

○時岡係長 環境省水環境課の時岡と申します。内容の詳細につきまして、御説明させていただきます。

まず、実施要項を御説明させていただく前に、本調査は、環境省の方でこれまでも調査ということで実施してきておりまして、報告書を毎年つくっております。お手元に参考資料として報告書を配っております。こちらを見ていただきますと、本業務の成果としてはこういったものがあるということで見ただけののかなと思って、簡単に御紹介いたします。

まず一番上に、平成19年度水質汚濁物質排出量総合調査調査票というものがございまして、この調査票が客体である事業所様に配られて、こちらに記入していただいて、回収をして、集計をしていくという形になっております。

報告書の方は、ちょっと分厚いものを3部用意してございまして、水質汚濁物質総合調査調査結果概要というものと、同じく水質汚濁物質総合調査報告書というものと、水質汚濁防止法等の施行状況という3つを書いてございます。このうち、排出量総合調査の調査結果概要と水質汚濁防止法等の施行状況の2冊の報告書につきましては、環境省のホームページにPDFとして公開しております。

内容は、見ていただければおわかりかと思うんですけども、それぞれの産業分類もしくは水質汚濁防止法で代表特定施設というものを各事業所のプロパティとして1つ設定しておりまして、それごとに排水量ですとか、水質の濃度の平均値、最大値、最小値等々をそれぞれ集計して、書いて

あるような形になっております。

一方の水質汚濁防止法等の施行状況につきましては、自治体の水質汚濁防止法の運用状況、特定施設の数ですとか、立入検査の数、排水基準違反の件数といった運用状況を毎年報告してもらうようにしております、そちらについてとりまとめているものでございます。

では、実施要項に入らせていただきます。

まず、実施要項の1、2ページの説明からさせていただきます。

本調査は、先ほども川崎からありましたし、報告書も説明をさせていただきましたけれども、水質汚濁物質排出量総合調査というものと、水質汚濁防止法等の施行状況調査の2つの調査から成り立っております。

まず、1ページの「a. 水質汚濁物質排出量総合調査」でございます。

①調査の対象としましては、水質汚濁防止法の定める特定事業場に対して、こちらは対象事業場が約3万8,000事業所ございますけれども、こちらの事業場を対象とした調査でございます。

②調査方法につきましては、先ほど御紹介した調査票を主に郵送で返信用封筒を同封して送付しております、各事業所で記入していただいて、返送していただくという形の調査になっております。

③調査客体数につきましては、3万8,000ある事業場の中から1万9,000の事業場を選定しまして、調査をすることとしております。

⑤調査事項につきましては、この事業場を対象とした排出量総合調査については、こちらに書いてございますア～エまでの事項についてお聞きすることとしております。

アは、従業員数とかの事業場の規模ですとか、産業分類といったものを聞いております。

イは、排水量ですとか、用水量の実績。

ウ、エは、水質汚濁防止法で定めている水質項目、規制項目の排水濃度ですとか、使用実績、製造状況等々を聞くような形になっております。

2ページ「b. 水質汚濁防止法等の施行状況調査」でございます。こちらは、水質汚濁防止法の第24条に、国は自治体の水質汚濁防止法の施行状況、つまりいろんな運用状況等について報告を求めることができると記載されておまして、それに基づく調査でございます。

①調査対象につきましては、都道府県、水質汚濁防止法で定める市（以下「水濁法政令市」という）、海上保安庁の3つが対象となっております。

②調査の方法につきましては、環境省、要は行政側の方が電子メールを使って、それぞれの自治体の窓口の担当の方に調査票をエクセルデータで送って、そちらに記入していただき、Eメールで環境省に返していただく。その返してもらった調査票を民間の事業者さんにお渡しする。

⑤調査事項につきましては、アの特定事業場数等ですとか、イの水質汚濁防止法の自治体における運用実績、先ほど申し上げた立入検査の実績ですとか、違反件数等々についてとりまとめたというものが主な概要になっております。

次に、両調査の若干具体的な内容でございます。

こちらは2ページ以降に文章で書いてあるんですが、ポンチ絵を見ていただいた方がわかりやす

くて、23、24 ページをごらんいただければと思います。

こちらに調査の流れが書いてございまして、まず、24 ページの方が今回の業務の流れになってございます。下の方に「環境省」、真ん中に「民間事業者の請負業務」、一番上に「調査客体」とございまして、環境省の方は、毎年自治体から事業場の更新情報が出てまいりますので、それらを取りまとめて、民間事業者に引き渡す。

民間事業者の方は、左から、7月～3月まで時系列で書いてございすけれども、その渡された更新情報を基に事業所名簿の更新をして、標本抽出。その後、調査関係用品の印刷、調査票の送付ということで、調査客体に送付されまして、そちらから回答がありましたら、調査票の受付・回収、必要に応じて催促。その後、調査票の審査、データ入力、1月、2月ごろには集計・解析、報告書の作成、最後に事業所名簿の整理というものが主な調査の流れになってございます。

次に、水質汚濁防止法等の施行状況の自治体に対する調査ですが、同じくポンチ絵が 37 ページに書いてございます。

先ほどござつとは御説明しましたけれども、まず、環境省から調査票の送信を調査客体にする。この調査客体というのは、都道府県及び水濁法の政令市になります。こちらにお送りしまして、調査票の受信をした後、調査票を右側に示しております民間事業者に引き渡しまして、調査票の審査及びデータ修正や集計・解析、報告書作成、調査票様式の修正等々の業務はやっていただくような形になっております。

以上が両調査の内容になります。

次に、実施要項の 7 ページをごらんいただければと思います。

(4) 業務遂行に当たり確保されるべき質というものが書いてございまして、こちらは 2 点ほど挙げております。

1 点目が、統計調査ですので、回収率というものがひとつございまして、これが 80%を上回ることでございまして、必要に応じて催促をして、催促をした結果、最終的には 8 割というのを達成していただく形になります。

2 点目が、結果の正確性ということを挙げております。これは一連の業務をやっていくに当たって、環境省の方から適宜その内容について報告をしてもらって、それぞれきちんと正確にできているかということを経済省の方でチェックをしながら調査を進めていくという形になります。

次に、業務遂行に当たり確保されるべき質のところに関係してくるんですけども、12 ページをごらんいただきたいと思っております。

「7 契約により民間事業者が講ずべき措置等」の「(1) 報告について」と、13 ページに「(3) 指示について」の 2 点について書いてございます。

「(1) 報告について」というのは、先ほど申し上げました水質汚濁物質排出量総合調査及び水質汚濁防止法等の施行状況調査におきまして、こちらに示しておりますア～キ、もしくはア～ウまでの内容について報告を適宜していく。

13 ページの「(3) 指示について」に、必要があると認めた場合には、民間事業者に対して改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置を講ずるということを書いてございます。

次に、民間事業者が入札をしていただくに当たっての総合評価に関しての記載について御説明いたします。こちらは9～11ページに書いてございます。

まず、9ページを見ていただきたいと思います。

①必須項目の審査のところでは幾つか挙げてございますが、その中でポイントとしましては、イの（イ）3年以内に郵送調査業務についての実績があるかというのを挙げさせていただいております。あとは10ページの（オ）情報セキュリティ対策ということで、やはりそれぞれ対象となる事業者の住所ですとか、名前ですとか、そういったものの情報を取り扱いますので、情報セキュリティ対策がしっかりされているかということを見ようとして考えております。

次に、②加点項目の審査でございます。こちらについても幾つか書かせていただいております、ポイントとしましては、イの（イ）の1つ目です。調査票約2万件を保管及び処理した実績があるか。結構大規模な調査になりますので、問い合わせなども集中するときは1日100件を超えるような場合もございますので、2万件という件数を保管及び処理した実績について、加点項目で問うようにしております。

あと（オ）情報セキュリティ対策といたしまして、先ほども申し上げたように、情報管理というのは非常に大事な業務になってまいりますので、情報セキュリティマネジメントシステムの認証取得をしているかどうかというのを加点として加えております。

11ページも加点項目なんですけれども、（イ）として、より良質かつ低コストなサービスを実現するための民間事業者の創意工夫というものを評価の項目としておりまして、標本抽出の方法についてですとか、あとは回収率及び記入精度を向上させるような観点からの方法、あとは調査票の回収、もしくは先ほど御説明するのを忘れてしまったんですけれども、本調査は紙ベースの調査以外に、電子メールもしくは政府統計共同利用システムといった、いわゆる電子調査も併用しております、これらの電子調査の利用率を上げるというのも目的の1つとしておるんですけれども、そういった政府統計共同利用システムの利用促進に関しまして、創意工夫が提案されているか。

あとは、催促の観点とか、本調査のホームページ等の業務というのがありますけれども、そちらについて創意工夫が発揮されているかということを見ようとして加点項目として提案することとしております。

一応、駆け足でしたけれども、本調査の内容及び評価項目についての説明については、以上になります。

○小林副主査 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見を願います。

○逢見副主査 水質汚濁物質排出量総合調査は、従来も民間事業者に委託していたわけですね。そのときは、一般競争入札だったんですか。

○時岡係長 はい。

○逢見副主査 そうすると、質とかの設定はしていなかったんですか。

○時岡係長 そうですね。あくまでも仕様書というものがございまして、当然業務をやっていく中で最後に検査がございまして、そこで一応評価をしていたという形にはなります。

○逢見副主査 今回、回収率80%というのが質の設定として出てきていますけれども、それは過去

の経験則からいって 80%というのは、目標として適切であると考えたんですか。

○時岡係長 これまでの経験からいきますと、大体悪いときで7割ちょっと、いいときで79%とか、80%台ぐらいを実績として持っておりました。そういった観点から、今回創意工夫を発揮される場がございますので、今までの実績の中で最大の80%以上の回収率を期待するという形になります。

○廣松専門委員 今の点に関してよろしいですか。

○小林副主査 どうぞ。

○廣松専門委員 今の御説明で80%というのは、全体としてですか。

というのは、調査結果概要の10ページ以降に、都道府県別、政令市別、産業分類別の内訳が出ています。それを見ると、当然のことながら、かなりばらついています。

○時岡係長 そうですね。

○廣松専門委員 今回要求するのは全部のセルというか、細かい内訳のところに関してまで80%を要求するのですか。それはかなり大変なことだと思います。

○時岡係長 こちらで書いている80%というのは、この報告書にあります小計の部分です。

○廣松専門委員 都道府県別だと、10ページのところで79.4%ですね。それを80%を超えるように努力するよう要求するということですか。

○時岡係長 そうですね。都道府県別で79.4%、政令市別だと80.2%になりますので、これを合わせて80%以上としております。

○廣松専門委員 わかりました。

○小林副主査 椿専門委員、どうぞ。

○椿専門委員 ここで調査記述のことは問題にしないんですけども、今の80%という目標にして、しかも抽出は有意抽出という形で業者さんにお任せするわけですね。

○時岡係長 方針としては、環境省の方で勿論指定をしまして、抽出をした結果というのも当然きちんと抽出の経過等も見ながら、最終的には環境省の方でゴーサインを出すような形にはなります。

○椿専門委員 業者さんが出してくるものの妥当性は、業者さんが落札した後でも環境省さんは一緒に業者さんを指導するという考え方ですか。

○時岡係長 今の時点では、そのように考えております。

○椿専門委員 なるほど。

それから、抽出は1万9,000を有意抽出されるということなんですけれども、それで80%ですね。基本的には1万6,000強の事業所をうまく取ってくれという要求とほとんど同じではないかという印象も持っています。例えば今回、インターネットなどを活用できるような調査環境があるとすれば、私が調査会社さんだとしたらば、督促するぐらいでしたら、新しいところに調査票を送るということをやればいいのではないかなということが想像つくんですけども、その辺は調査の最終的に確保しなければいけない、むしろこういう集計した数字の精度とかということにつながる何か策がないと、いろいろな意味で大変なのではないかなという印象を持ちました。勿論、1万6,000内外集めて、それなりのこういう票ができればいいということでしたら、そういう判断なんだろうと思いますがね。

○時岡係長 ですので、やはり1万9,000を選んでいくに当たっては、今までは悉皆調査でしたので、その辺は余り気にしていなかったんですけども、今回抽出をするということに当たっては、やはり精度の確保と、それできちんと回収率がこれまでどおり確保できるかという観点は非常に重要だと思いますので、そこは勿論しっかりと見て、業者さんとも協力しつつ、抽出をしていきたいと考えております。

○小林副主査 どうぞ。

○廣松専門委員 それはいいとして、そもそも21年度から標本調査に移行する理由は何でしょうか。予算的な制約ですか。

○時岡係長 もともとこれは調査をやっていく中で、いろんな自治体ですとか、承認をさせていただいている総務省等からも調査客体の負担軽減という観点から、なるべく調査票は簡潔に、対象数はなるべく少なめにという指摘はこれまでずっと受けてきておまして、おっしゃるとおり予算的なものも、今後ますます厳しくなっていくことが予想されますので、今回こういった民間競争入札という機会をいただきましたので、その機会になるべく効率化、すなわち低コスト化ということも含めてやっていきたいと思っております、その1つとして、調査客体数を少し絞り込むということ今回入れさせていただきました。

○小林副主査 いかがでしょうか。

○逢見副主査 今回、むしろ質の確保の中で結果の正確性というところで、一連の業務を通じて、業務のプロセスを保障するということが目標に掲げられているわけですけども、これはかなりこの仕事の流れの中で何をしなければいけないか。勿論、民間の方の創造性、自主努力はあるにしても、ある程度のプロセスが描けているからということでもよろしいですか。それを環境省さんの方がチェック可能だということですか。

○時岡係長 これまでこの調査を民間に委託していた実績もございますので、そのようなこれまでの経緯というか、やり方に対して、それを余り逸脱するようなやり方でも困りますし、あとは創意工夫の結果、違うやり方でもより正確性が再現できるようなものについては、どんどんそのようにやっていただくといったような形で、常に相談しながらやっていきたいということで、今回正確性という言葉を使って書いております。

○小林副主査 逢見副主査、どうぞ。

○逢見副主査 政府統計共同利用システムの利用促進というのが、創意工夫の中に入っております。これは平成22年度以降にこのシステムを用いるということになってはいますが、この政府統計共同利用システムについての情報はもう既に開示されて、そういうものをどう使えばいいかという創意工夫の提案は、十分できるような環境は整っていると見ていいんですか。

○時岡係長 この政府統計共同利用システムについては、現在も稼働しているシステムでございますので、それは当然こういう統計業務をやっている事業者さんなら御存じであろうという前提ではあります。

その上で、なかなかネットを使ったような調査というのは、今まで電子メールとかは使っていましたけれども、余り積極的に利用していただけないような経緯もございまして、その辺を少しでも

使っていただけるようなやり方といえますでしょうか、そういったものを提案していただければなどは考えております。

○事務局 事務局から、今のシステムについて補足いたします。

既に市場化テストが行われている農水省の調査なども、政府統計共同利用システムを導入するような形になっていまして、厚労省の調査にも入っております。ですから、もう既に一部導入されているところがあるんですが、こうやって利用促進を求めるといのは、今回明示的にしているのは確かに初めてだと思います。

この資料は、別紙 a5 ということで、実施要項の 28、29 ページに大まかな流れの説明がございます。これはほかの実施要項にも載っているものを使い回しているんですけども、こういった形で大まかな流れが実施要項中にも紹介されていて、具体的な利用手順書等も、農水省さんもそうなんですが、基本的には入札の説明会等で提示することで、ある程度内容を理解していただいた上で導入していただくという形になっていますので、その辺は十分内容を理解していただいた上で、創意工夫を考えていただくという仕組みにはなっていると思いますので、その辺は御心配ないと思います。

○逢見副主査 わかりました。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

私の方から、2点お伺いしたいんですけども、今、いろいろ評価項目の中でも創意工夫というのが 11 ページの (イ) のところでも結構いっぱい出ているんですね。それで評価表のところでも、やはり創意工夫と書かれているんですけども、この創意工夫というのは、どういうものをイメージしているのか。どの程度のものをイメージしているのか。民間事業者さんが創意工夫と言われたときに、それがないと加点されないだろうということ、いろいろ創意工夫をされるんだと思うんですが、どういうふうに評価していくのかということも、また難しいのではないかと思うのが 1 点です。

それから、先ほどの質の正確性のところで、報告とか指示についてというところで、多分 13 ページの「(3) 指示について」のところ、必要があると認めたときは、改善策の作成・提出を求めるなど、必要なことを何とかというモニタリングの部分ですね。モニタリングの部分で、例えば (2) のところもそうなんですが、モニタリングが結構事業者さんに負担になるような書きぶりのところもちょっと見えたような気もするんですけども、それは気になるところで、どの程度のモニタリングがされるのか、どのぐらいの頻度でチェックされるのかということですね。その部分をどう説明するのかということ。

もう一つは、今まで一般競争入札だったではないですか。それで勿論質を高めなければいけないということで、今、標本調査にして、この「市場化テスト」に入ってきたわけですが、既存の今、受けておられる業者さんというのが、ほかに新規参入しようとしている業者さんとの間に情報のギャップというのがあるかもしれないと思うんですね。そのところのギャップを埋める工夫というか、そのところはどうお考えなのか。

ちょっと 3 つになってしまいましたけれども、お願いいたします。

○時岡係長 まず1点目の創意工夫の具体策につきましてですけれども、当初から申し上げているように、ずっと環境省の方が一般競争でやってきておりました、創意工夫を求めている。例えば回収率とか催促とか、その辺についても、こういうふうにやることという形で仕様書にも書いて、ずっとやらせていただいていた、我々としてはこの方法でいいんだろうなということですからずっとやってきておったんですけれども、今回総合評価形式といいますか、創意工夫が取り入れられるような機会を得たという認識でおりました、我々としては、これ以上効率的にやるような方法が、例えば催促とかにあるのかなというのは、正直思っているところではあるんですが、やはりいろんなところでこういった調査をやった経験のある事業者さんが参入される可能性がありますので、我々が想定していないような回収率を上げるための工夫ですとか、効果的に催促をする方法などをお持ちであれば、それを加点項目としてやっていくように考えております。すなわち、これに関しては、正直申し上げて、こういうようなものというのを実はイメージできていない状態です。

あとは標本抽出等については、勿論方針としてはこちらでお示しをするんですけれども、そのやり方について、具体的かつ妥当性のあるような方法で、類似の調査の際にはこういうふうにして、こんな結果が出たという例を示していただいて、すなわち本調査において向こうの方が有効と考えられるみたいな、そういった提案があれば、非常に点は高くなると思いますし、そうでなければそれなりのという形で、具体策としてはイメージしております。

次に、報告ですとか、指示とか、モニタリングにつきまして、こちらはおっしゃるとおり、内容の御質問を受けながら、改めて読んでいたんですけれども、読みようによっては、際限なくこういう調査を、要は統計調査ではない調査というんですか、こういったものを求められるという書きぶりに見えないこともないなというのは、御指摘のとおりかなと思っておりました、こちらのイメージとしては、あくまでも付加的なものといいますか、負担にならないような、要はそれによって大幅に経費が増えるようなものにはならないとイメージしておりますので、こちらについては、今後パブリック・コメント等をしていくに当たって、この内容について、これでは費用が見積もれないとか、そういった意見がございましたら、そういったものもほかの方とも相談しながら、場合によっては書きぶりを工夫するような形で修正を検討したいと思います。

○事務局 今の点は、事務局も大分気にしているところですし、指示の点は、一般的にほかの実施要項にも全部書かれているものなので、最終的な担保としてやはり指示ということを入れておかないと、結果の正確性というものはなかなか担保できないのではないかとということで、説明の中に出てきたことですが、最終的な手段ということですので、なるべくなら指示はない形が望ましいと考えています。

報告の部分は、今御指摘の、ここにも書いておりますけれども、提出様式や定期的な提出時期については、環境省が民間事業者とあらかじめ協議の上決定することにして、その際に民間事業者の過度な負担とならないように留意しつつということを明記しておりますので、その辺はやはり業者と環境省さんで相談していただきながら、質を担保しつつ、負担にならないものはやっていただきたいという形で整理しておりますので、いろいろと検討して落ち着いたところです。

○川崎課長 最後の情報ギャップ等については、新規参入のハードルはかなり下げているんですね。

ということは、入れる。入った中で技術点をたくさん取れるかどうかという提案の部分ですね。ですから、その提案の中で例えば水の環境関係のことをやったことはないけれども、ほかのことは同じような業務をやったならば、そこの中の提案も出していただければ、それを評価いたしますので、その中で新規参入の阻害ということは、多分ないと考えています。水に関しての情報ギャップはあるけれども、やり方に対しての情報ギャップではないと言わせてください。

○時岡係長 あとは、内閣府さんとも相談をしながら、情報開示という部分でなるべくギャップが少なくなるような方針で一応記載をさせていただいているつもりではありまして、こちらも当然パブリック・コメント等をしていく中で、意見等がございましたら、勿論それに従って、内閣府さんとも相談させていただきながら、情報開示、方法等について、更に検討していくという余地は勿論ございます。

○小林副主査 わかりました。

この「(1) 報告について」のところで、報告とか、民間事業者が講ずべき措置等のところが、結構ボリュームがあって、この(1)の②環境省は、官民競争入札監理委員会に報告するものとするというのは要るんですか。

○事務局 これは、実を言いますとほかの実施要項にもみんな入っています。このボリュームが多いのも、この業務が非常に多岐にわたっているというか、包括性が大きいものですから、項目が多いんですが、基本的には、ほかの調査もこういう形で各業務について報告を受けるという形にはなっているんですね。

環境省さんののは非常に範囲が広いものですから、項目としては多く見えるようにはなっているという感じです。

○小林副主査 ほかにいかがでしょうか。

○廣松専門委員 情報セキュリティに関して、ここでは環境省の情報セキュリティポリシーがかなり強調されているんですが、これは一般的な意味での情報セキュリティとどう違うのか、ということ、教えていただければと思います。ISMSとかISO9001というのは加点項目にはなっているんですが、情報セキュリティ対策のところ、環境省セキュリティポリシーを遵守しているかというのは、必須項目になっていますので。

○時岡係長 この情報セキュリティ対策については、環境省の情報セキュリティポリシーと例えば他省庁もしくは一般的に使われているセキュリティポリシーとの違いというのは、厳密に見たことがないのでわからないんですけども、要はやり慣れたといいますか、環境省の方で同様の業務をやっていた際には、基本的に環境省情報セキュリティポリシーというのを遵守していただいて、やっていただいているという経緯もございましたので、今回も要は環境省の調査ですので、ある種書かせていただいたという程度に思っていた方がよいと思います。別にこれにこだわっているというわけでは全くございません。

○事務局 ちなみに、情報セキュリティポリシーというのは、各省定めることになっていて、大体各省とも同じような内容になっていまして、この実施要項では7ページの「6. 情報セキュリティの管理」で大まかに書かれていまして、一般的な情報セキュリティ上当然守るべき内容が書かれて

いるということですから、基本的な考え方で情報セキュリティ対策を立てれば、その辺は合う対策というのは十分計画が立てられるはずですので、当然必須として最低限守るべき項目ということになっていると思います。

それから、このポリシーは一応ここにも書いてありますけれども、公開されているものですので、それを見た上で、それに従って計画を立てていただくという趣旨だと思います。

そういうことですから、この部分は一般的な意味での情報セキュリティ対策の当然の枠組みだということ御理解いただければと思います。

○小林副主査 よろしいでしょうか。

○椿専門委員 最初の件で大変申し訳ないんですけども、やはり標本設計の件なんですけれども、今、有意抽出は決め打ちでやらせていますが、1つはこういう話だったら、標本設計自体専門性を持っている事業者は幾らでもいると思うんですが、標本設計も含めて出してしまうという、民間開放らしいやり方と、あるいは逆に標本設計に関しては、ある意味でこちら側の官の専門家がある程度面倒を見るというやり方と、本当は2つの方針があるのではないかと思うんですよ。今、有意抽出と書きこんでいるところが、かえって私どもに関していうとちょっと心配があるところなんです。これは官民競争入札とはちょっと別のことかと思うんですけども、その点に関しては、別途何か配慮をいただければという印象を持ちます。

何せ標本調査は、今まで悉皆だったものを標本に変える初めてのところでですね。今まで確保していた質と今回の調査のやはり比較可能性がそもそもあるのかなのかという話が、標本設計に相当関わっているのではないかと思うので、逆に業者さんが非常に専門性を持っていれば、むしろそれこそ民間活用のメリットが出たという印象を強く持ちます。

○時岡係長 御指摘のとおり、この標本設計の方法といいますか、本当にそれで精度が確保できるような方法というのが、こちらで考えているものが十分検討された結果、方針として示しているかと言われれば、それは複数のそういったチェックを経て、こういった方針を決めたわけではないので、それは実は100%自信があるかと言われれば、そうではなくて、おっしゃるとおり、こういった機会がございますので、恐らく例えばケース分けをして抽出をすとか、そういった方法などもあると思いますので、その辺もこういった事業者を活用しながらやっていくというのも、可能性としてはあるかなと思います。我々としては、考えるべきかなというのは、今の御指摘を受けてそう思います。

○小林副主査 そのほか、よろしいでしょうか。

○廣松専門委員 私も今の椿専門委員の意見に賛成で、申し訳ないですけども、25ページの別紙a2だけで標本抽出方法の基本方針と言われると、ちょっと抵抗があるところです。

○逢見副主査 そうすると、再委託全部または一部を再委託してはならないとありますけれども、例えばそういうところを複数で協力してやるということも認めてもいいかなという感じはしますね。抽出のところだけは、その専門のところと組むとかね。

○川崎課長 ただ、抽出がそんなに大きい業務かどうか。考え方ですから、全数のうちの5割を抽出しますから、統計の資料に基づいて非常に少ないサンプルで全数を予測するやり方よりも、サン

プル数は物すごく多いんですよ。それに関してならば、ある程度業者の意見等を聞いて、サンプルの取り方に間違い云々というよりも、母集団の数は物すごく多いと私は思っています。

○小林副主査 いかがですか。

○椿専門委員 最初に申し上げたことですけれども、例えば今、1万9,000を抽出します。その8割までは品質基準で、ですから、1万6,200。全体の母集団のうちの言わば64%を代表性のあるサンプリングができることさえ実現できていれば、最終的に表章するものについて齟齬がなければ、もし逆に抽出に関して、特に規制ということがなければ、そういう最終的な精度がきちんと出るような抽出まで出しても構わないと思うんですよ。標本設計まで、その点で、少なくとも64~80%母集団の中できちんとデータを取る。80%が目標であって、64%は言わば下限ですね。絶対そこまでやってくださいというやり方だって、本来はもしそういう考え方だって十分あり得ると思うんです。

ただ、勿論今まで標本設計に関して、割と官の方がやっていたという伝統があるということで、一応先ほどのような言い方もしたんですけれども、これはむしろ、廣松先生の方がお考えがあると思います。

○事務局 この実施要項では読みにくいかもしれませんが、基本的には標本設計の標本抽出の方法に関して提案を受けることになっていきますので、最終的な決定は事業者と相談しながら、環境省の方で決定するというところで、ちょっと読みにくいかもしれませんが、基本的にこの実施要項の考え方は、最終的には設計方法は環境省が決めるという整理なんです。

それに従ってやる実際の標本抽出作業というのは機械的なものですから、基本的にサンプル調査というのは、民間事業者は幾らでもやっていますので、ある程度の方向さえ示されれば、機械的にできるということで、そこだけ非常に業務に負担がかかるということにはならないので、考え方はいい提案をしていただいて、それも受けた上で環境省さんがきちんと決めなければいけないという整理にはなっていますけれども、ちょっと読みにくい形になっているかもしれません。

○椿専門委員 そうだとしたら「有意」という言葉を入れる必要があるかどうか、私には疑問です。ただ「抽出」にされておけばいいのではないかと思います。

○川崎課長 まだ書きぶり等については、おっしゃるとおり、特段思うところがあって「有意抽出」という言葉を使ったわけでもございませんので、そこはまた御相談しながら、書きぶり等は工夫していきたいと思います。

○小林副主査 よろしいでしょうか。では、時間となりましたので、本日の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から確認すべきことはございますか。

○事務局 標本抽出の部分がわかりにくいということがありましたので、そこは修文を考えたいと思います。

それから、これでパブコメをやって、民間事業者がこういう形で業務を受けられるか、新規参入や既存の業者も含めて意見を出していただいたのも受けた上で、最終的にどういう形が望ましいかということをもた相談しまして、また委員の先生方とも御相談させていただきながら、最終的なも

のをつくりたいと考えております。

○小林副主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、次回の審議で議了する方向で調整を進めたいと思いますので、環境省におかれましては、本日の審議、指摘事項等を事務局とも詰めていただきまして、今後実施していただく予定の実施要項（案）に対する意見・募集の結果も踏まえまして、引き続き検討いただきますようお願いしたいと思います。

また、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかった事項、確認したい事項がありましたら、事務局にお寄せください。事務局で整理していただき、各委員にその結果を送付させていただきます。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了します。ありがとうございました。

（環境省関係者退室）

（傍聴者退室）